

広島県告示第四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和元年七月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三次市布野町上布野字明谷山一〇四七四の二・一〇四七四の七・一〇四七四の八・字惣敷一〇四七七の一・一〇四八〇の一・一〇四八〇の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧供する。）